

令和6年度とやまスタートアップ「T-Startup」創出事業 企画運營業務委託仕様書

1. 業務委託の名称

令和6年度とやまスタートアップ「T-Startup」創出事業企画運營業務

2. 委託事業の目的

成長するスタートアップ企業の案件の発掘と集中的な支援により、次世代の価値を生む人材のロールモデルを創出することを本業務の目的とし、本事業を通じた県内企業・団体等とスタートアップ企業との連携の促進と、起業に挑戦しやすい環境整備を推進し、スタートアップエコシステムの形成を図る。

3. 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

4. 業務の内容

(1) T-Startup 企業の公募及び選定

① T-Startup 企業の公募に関する企画

以下の項目ごとに、募集要項、申請書、選定基準を県と調整のうえ作成すること。

- a. IPO・M&A 型：一定期間内に IPO 又は M&A を目指す企業（創業間もない企業にあっては概ね5年以内に年商1億円以上の事業規模を目標とする）
- b. 研究開発型：企業、大学、研究機関等が有する技術シーズを活用したビジネスを展開する企業
- c. 地域インパクト型：持続的な地域社会の実現のために解決すべき社会課題に取り組む企業

② 公募内容の周知・問い合わせ対応

本事業の事業説明会や PR サイト、facebook や X（旧 Twitter）、Instagram 等による周知を県と調整のうえ実施し、応募企業の調査を目的とした県内の大学・支援機関等へのヒアリングを実施すること。また、募集に係る問い合わせ等に対応できる体制を確保すること。

なお、本事業の事業説明会については、事業の説明に加えて、資本政策や株式上場等に関するセミナーを合わせて開催し、県内のスタートアップ文化の醸成に資するイベントとすること。

③ T-Startup 企業の選定

T-Startup 企業は、下記の要件をすべて満たすものとし、IPO・M&A 型、研究開発型、地域インパクト型の合計で5～6社程度選定すること。

選定に当たり、選考方法及び選考基準については、県と協議のうえ決定すること。なお、県との協議にあたり、各応募企業の申請内容の概要版を作成すること。

(T-Startup 企業の申請要件)

以下の要件をすべて満たすものとする。

- ・県内に拠点を有する、概ね創業後 10 年未満のベンチャー企業又は技術力のある中小企業のうち革新的な経営力で急成長を目指す跡継ぎベンチャーの経営者・経営幹部候補者
- ・原則、県内に拠点のある企業又は県内の大学・研究機関と関連のある企業

④ 選定委員会の開催

T-Startup 企業選定のため、選定委員会を開催すること。

なお、選定委員会は、とやまスタートアップ戦略会議委員等で構成するものとし、県と調整のうえ開催すること。

(2) T-Startup 企業へのハンズオン支援の実施

① 指導・助言等の実施

4 (1) ③で選定した T-Startup 企業に対し、今後の経営課題等のヒアリングを実施し、月 4 回程度 (各 1 時間程度)、必要な指導・助言を実施すること。

指導・助言に際しては、富山県成長戦略におけるスタートアップ支援戦略の KPI を踏まえて概ね 5 年後の成長ゴールを定めた上で、バックキャストिंगで今回の支援で到達する目標を定めること。

また、企業を(1)事業立ち上げ期のゼロイチフェーズと(2)それ以降のフェーズで分け、(1)に対してはマインドセット・事業戦略のメンタリング、(2)に対しては資金調達メンタリングを必ず行うこと。

なお、上記(1)・(2)の指導・助言を行うにあたり、社内のリソースが不足する場合は、第三者への委託を検討するほか、それ以外の支援内容も含め、必要に応じ外部の専門家の起用に努め、その委託・謝礼・旅費等の費用については受託者が負担すること。

<参考：県が想定する指導・助言内容>

- ・資金調達に係る支援 (資本政策、VC 等とのマッチング)
- ・市場戦略に係る支援 (マーケティング調査・戦略構築など)
- ・人材獲得に係る支援 (経営人材、研究者等のマッチングなど)
- ・販路開拓に係る支援 (マッチング、共同研究、共同開発に向けた支援)
- ・知財戦略に係る支援 (知財獲得・活用、大手企業等とのライセンス契約等)
- ・先輩起業家によるマインドセット・事業戦略メンタリング

※T-Startup 企業 1 社当たりの支援に要する費用は、400～500 万円程度とし、当該費用には受託者による指導・助言に要する経費のほか、外部の専門家の起用等に要する経費を含むものとする。

② 指導・助言等のフィードバック

県及び支援対象に対し、指導・助言内容のフィードバックを適宜実施すること。

③ 相談体制の整備

支援対象からの相談事項に対応できる体制を整備すること。また、T-Startup 企業の支援ニーズに応じ、「T-Startup サポーター」（4（4）参照）とのマッチングを実施すること。

④ 資金調達に関する機会の提供

ベンチャーキャピタル、投資家へのプレゼン等の機会を、1社あたり最低1回以上提供すること。

⑤ 今回のハンズオン支援対象ではない T-Startup 企業との連携

今回のハンズオン支援対象ではない T-Startup 企業に対するフォローアップメンタリングを1回程度行うほか、当該企業をメンターとした今回のハンズオン支援対象企業へのアドバイスの場を設けること。

⑥ その他支援

その他、T-Startup 企業向けのセミナーの実施等、T-Startup 企業の成長に資するような内容があれば、積極的に提案すること。

（3）交流会・ピッチイベントの開催

T-Startup 企業とその支援者のネットワーク形成を目的とした交流会・ピッチイベントを2月に開催すること。イベントは次の内容を含むものとし、県と調整のうえ実施すること。

- ・県出身のスタートアップ経営者等による講演
- ・T-Startup 企業によるハンズオン支援の成果を発表するピッチイベント
- ・ネットワーキングのための交流会

（4）T-Startup サポーターの募集、情報発信

T-Startup 企業をはじめとした県内スタートアップ企業等（以下、「T-Startup 企業等」という。）に対し、事業スペースの提供、支援プログラムの優遇、開発・実証実験へのサポート等、積極的な連携・支援を行う企業・団体等を「T-Startup サポーター」として登録及び周知すること。

① T-Startup サポーターの登録業務

T-Startup サポーターへの登録申請に基づく、申請内容の確認、ロゴの收受等の登録作業を県と調整のうえ実施すること。

② T-Startup サポーターの情報発信・相談対応

PR サイト、facebook や X（旧 Twitter）、Instagram 等により、サポーター制度の周知を行うとともに、サポーター登録の促進を図ること。また、サポーター募集に係る問い合わせ等に対応できる体制を確保すること。

（5）T-Startup サポーター向けイベントの開催

県内の企業・団体のスタートアップ支援能力の向上と起業家支援の気運醸成を目的に、T-Startup サポーター、県内企業・団体・大学職員向けのイベントを県と調

整のうえ開催すること。

なお、当該イベントは年3回以上実施することとし、可能な限り「SCOP TOYAMA」（富山県創業支援センター、創業・移住促進住宅）において実施すること。

<参考：県が想定するイベントのテーマ（例）>

- ・スタートアップ投資に関するセミナー
- ・研究開発型ベンチャーとの連携に関するセミナー
- ・知財・法務に関するセミナー
- ・士業（税理士、弁理士、弁護士等）を対象としたセミナー

(6) T-Startup サポーターと T-Startup 企業等とのマッチングイベントの開催

T-Startup サポーターと T-Startup 企業等との連携やオープンイノベーション等を目的としたマッチングイベントを4（3）とは別に県と調整の上開催すること。

なお、当該イベントは年3回以上実施することとし、可能な限り「SCOP TOYAMA」（富山県創業支援センター、創業・移住促進住宅）において実施すること。

(7) 「T-Startup」PR サイトの更新及び保守管理

① 「T-Startup」PR サイトの更新等

- ・T-Startup サポーターの企業一覧ページについて、サポーター登録に伴う更新作業を随時実施すること。
- ・T-Startup 企業の募集情報、ハンズオン支援期間中の T-Startup 企業に関するトピックス等、ウェブサイトの掲載情報について、月1回程度、県と調整のうえ掲載・更新を実施すること。

② 「T-Startup」PR サイトの保守管理

- ・ウェブサイトのデータを置くサーバーを確保し、管理すること。
- ・ドメイン、アカウント及びパスワードの適正な管理、不要なサービスの停止など十分なセキュリティ対策を実施すること。
- ・ウェブサイトに何らかの障害（不正アクセス・ウィルス等による障害を含む。以下同じ。）が発生した場合の連絡体制を確保すること。
- ・ウェブサイトに何らかの障害が発生した場合、復旧作業に着手すること。

<参考：「T-Startup」PR サイト> <https://t-startup.jp/>

(8) 業務報告書の作成及び提出

本業務の実施内容及び成果（アンケート等含む）をまとめた業務報告書を作成すること。業務報告書には、T-Startup 企業の経営目標の課題、実施した指導・助言の内容及び成果、T-Startup 企業における今後の課題、本県におけるスタートアップエコシステムの形成に向けた課題なども記載すること。

5. 留意事項

- (1) 本業務の実施にあたっては、県内の創業支援機関や金融機関、県が行う起業支援に係る事業と積極的な連携及び情報交換を行い、事業効果を最大限高めるよう努めること。
- (2) 本業務の実施に伴い、取得した個人情報を本業務以外で利用しないこと。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の状況に応じて、イベントの開催時期の変更あるいは中止する場合があるが、柔軟に対応すること。なお、開催中止の場合は契約内容の見直しについて協議することとする。
- (4) 本業務は、国の交付金を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、当該委託事業が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保管すること。
- (5) 業務委託により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとする。
- (6) その他、委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、受託者と県が必要に応じて協議をすること。